

平成 30 年 3 月 30 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

(開示事項の経過) 連結子会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 26 日付け「連結子会社の異動に関するお知らせ」及び平成 30 年 2 月 15 日付け「(開示事項の経過) 連結子会社の異動に関するお知らせ」にて、当社の連結子会社の異動についてお知らせしておりましたが、株式会社みなと銀行（以下、「みなと銀行」）、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の 3 社の経営統合（以下、「本経営統合」）について、関係当局等の許認可等を全て得られたことに伴い、本日付けで、関西アーバン銀行は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりましたので、お知らせいたします。

1. 異動の経緯

当社の完全子会社である株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）は、平成 29 年 9 月 26 日開催の取締役会において、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行の株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスがみなと銀行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに本持株会社によるみなと銀行及び関西アーバン銀行両行との株式交換をそれぞれ実施すること等により、本経営統合を行うことに関する統合契約書を締結することを決議し、平成 29 年 9 月 26 日、同契約書をりそなホールディングス、当社、三井住友銀行、みなと銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行との間で締結いたしました。

本経営統合の詳細につきましては、平成 29 年 9 月 26 日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 13 日付け「(訂正) 「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合等に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

この度、本経営統合について、関係当局等の許認可等を全て得られたことに伴い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき、本日付けで関西アーバン銀行は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

2. 日程

異 動 日	平成 30 年 3 月 30 日
-------	------------------

3. 今後の見通し

今期の連結業績に与える影響は精査中であり、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上